

自衛隊中央病院仕様書	
名 称	43号建物託児所リモコンSW他改修工事
仕様書番号	CH-KS-030
作成年月日	令和7年6月5日
調達要求番号	51331AR0004
作成部課名	総務部管理課

1 概要

43号建物リモコンSW及びTVユニットの改修

2 工事期間

契約締結日～令和7年10月31日（金）

3 工事場所

東京都世田谷区池尻1-2-24 陸上自衛隊三宿駐屯地
43号建物内部（庁内託児所）

4 一般事項

(1) 総 則

本工事は、本仕様書による他、下記に示すもの及び関係法令等に基づき施工すること。

ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）現行版

イ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）現行版

ウ 電気設備工事監理指針 現行版

(2) 施行時間

本工事は原則として、土日祝祭日8時30分から17時15分までの間で実施すること。

(3) 質疑等

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督官と協議すること。

(4) 使用資材

本工事で必要な資材、消耗品等は請負業者において用意すること。

(5) 材料検査

官側による材料検査に合格した資材のみ、本工事で使用できるものとする。

(6) 発生材の処理

金属製（鉄・銅・ステンレス等）の廃材については、発生材調書を作成及び提出するとともに、官側の指定する場所に集積すること。それ以外については請負業者の責任において合法的に処理しマニフェストの写しを提出する。

なお、マニフェストについては電子マニフェストとすること。

- (7) 電気及び水道の使用
本工事で使用する電気・水については、請負業者において用意すること。駐屯地内の電源・水源から取得する場合は、使用量が分かるようにメーターを設置すること。
- (8) 喫煙所の使用
駐屯地内は、指定場所を除き、全域禁煙とする。
- (9) 軽微な変更
施工に際して、現場の納まり状況等により軽微な変更が生じた場合には、監督官と協議の上、その指示に従うものとする。なお、この変更等に伴う請負金額の変更及び工期の変更については行わないものとする。
- (10) 工事写真
工事写真については、工事前、中、後を工程毎に努めて同じ角度からブレ等が無いように撮影する他、隠蔽となる部分及び材料搬入状況（※数量及び規格等が判別可能なもの）、廃棄物処分状況、監督官が指示する部分等の実施状況を撮影し、完了後、関係書類とともに検査前までに整理し監督官へ提出すること。
- (11) 打合せ
期間中に調整を実施した内容について、打合簿をその都度作成し、相互に確認すること。軽微な変更等があった場合にも作成すること。
- (12) 安全確保
建築基準法、労働安全衛生法及びその他関係法令に基づき、常に作業の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (13) 施設の損傷等
工事の実施に際して施設へ損傷を与えた場合は、監督官へ速やかに報告を行うとともに、請負業者の責任において原状回復を行うこと。
- (14) 工事の騒音
工事実施の際に騒音が発生する作業がある場合は、事前に監督官へ通知し、指示を受けた日時で作業を行うこと。また、騒音が発生する作業で同一工種のものについては、極力取りまとめて作業を行うものとする。
- (15) 工程監理
作業を適正且つ円滑に実施する為、請負業者は監督官と常に連絡を取り、施工方針及び条件等の疑義を正すものとし、その打合せ内容については、その実施の都度、請負業者が打合せ簿（官側指定様式）を作成し、相互に確認保存すること。
- (16) 施 工
工事の実施において、法令又は製造業者等の品質保証上、有資格者又は技能者による施工が義務付けられている作業については、有資格者により施工すること。
また、作業間は請負業者が腕章を準備し確実に作業員に装着させること。
- (17) その他
本仕様書に記載なき事項であっても、当然実施すべき箇所については、実施すること。

5 特記事項

(1) 使用資材

品名	規格等	数量	備考
メタルモール	A型	4本	
メタルモール付属品		2式	
モールボックス	1連用	2個	
モールボックス	2連用	1個	
リモコンスイッチ	2L P共	1個	
EM-CPEEケーブル	0.9-1P	25m	
防火区画貫通処理材料	40φ	4か所	
モールボックス	2連用	1か所	
分配器	2配分	1個	
直列ユニット	末端用	1個	
同軸ケーブル	EM-S-5C-FB	42m	

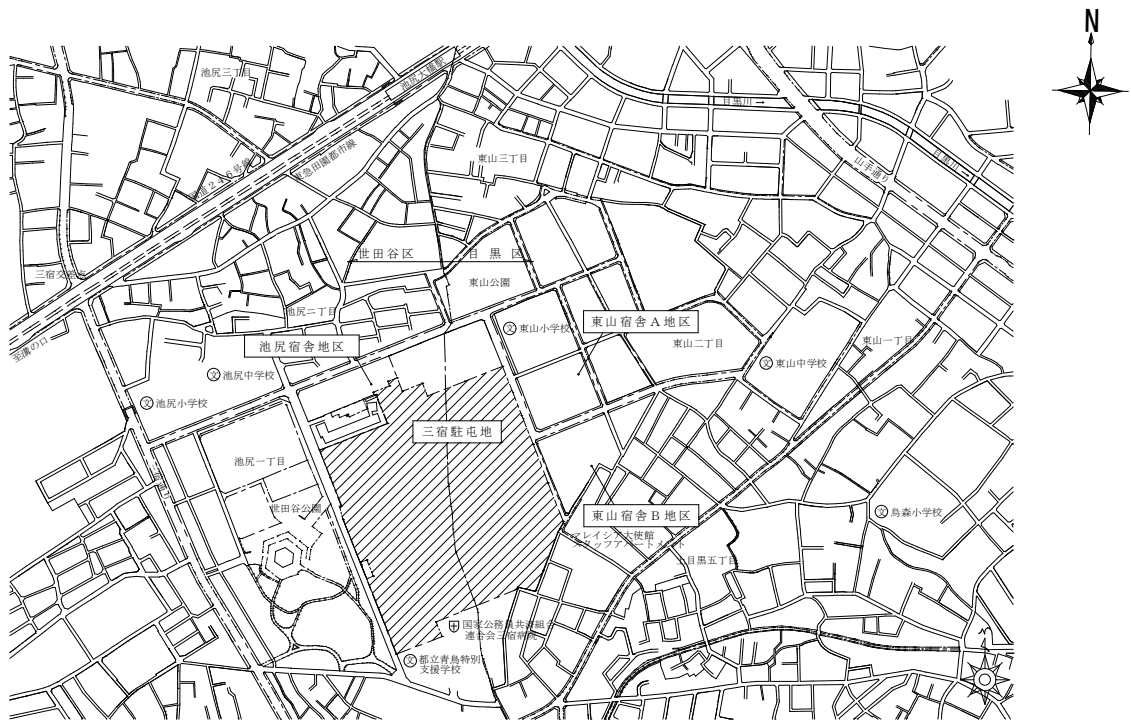
- (2) 土曜日のみ13時から14時30分の間は、大きな音が出る作業は禁止する。
細部については監督官と協議の上その指示に従うものとする。

6 提出書類等

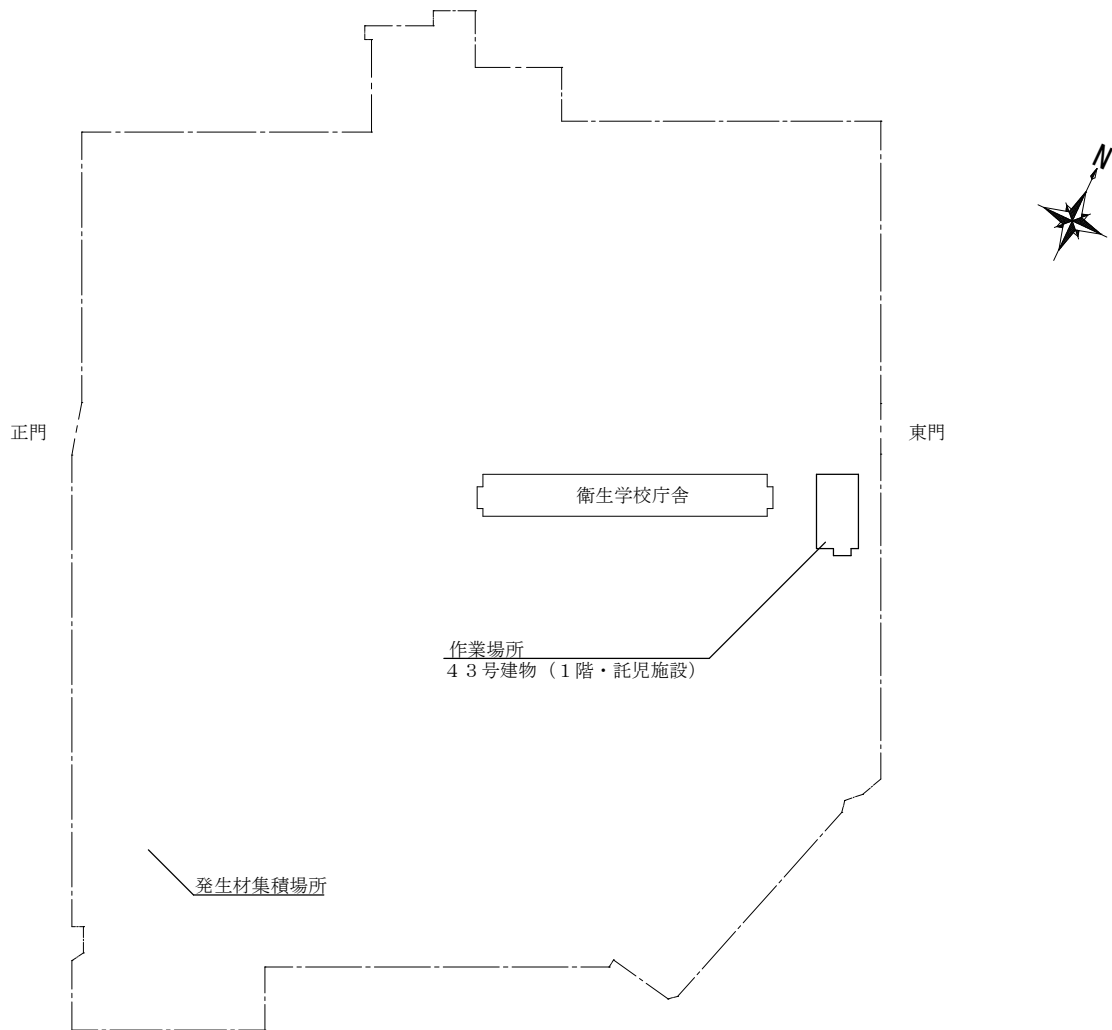
- (1) 官側の示す様式で監督官の指示するものを遅滞なく作成し、提出すること。
- (2) 工事で必要な資格等がある場合は免状の写しを事前に提出すること。

7 完成検査

本工事完成時、特記仕様書及び図面等に基づき請負業者、監督官が立会の上、検査官が指定した日時に実施する。



駐屯地案内図 S=1/X

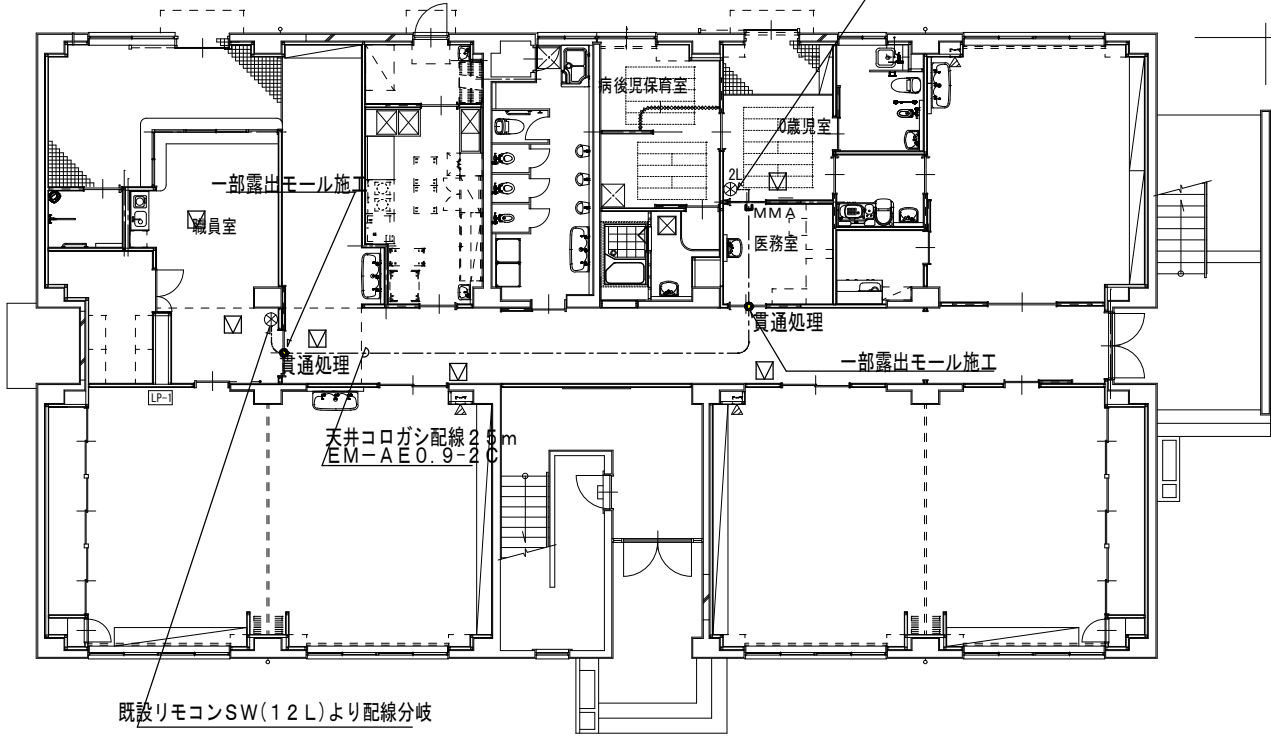


駐屯地配置図 S=1/X

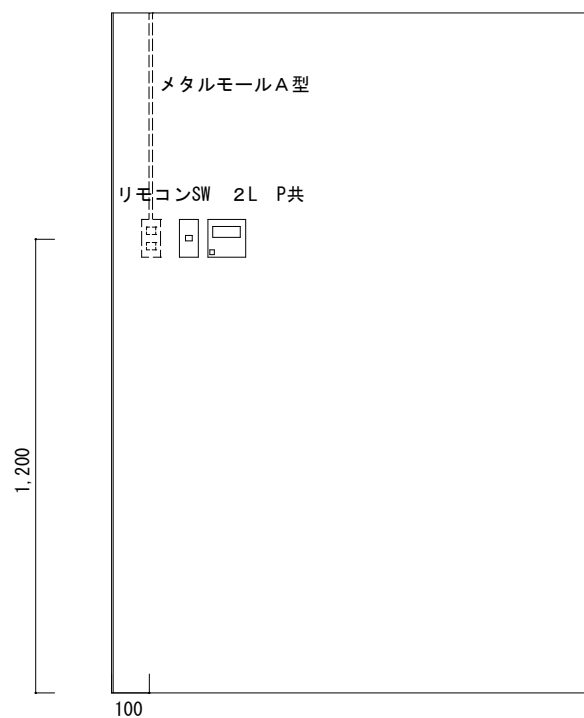
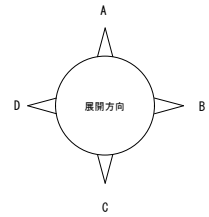


照明リモコンスイッチ改修

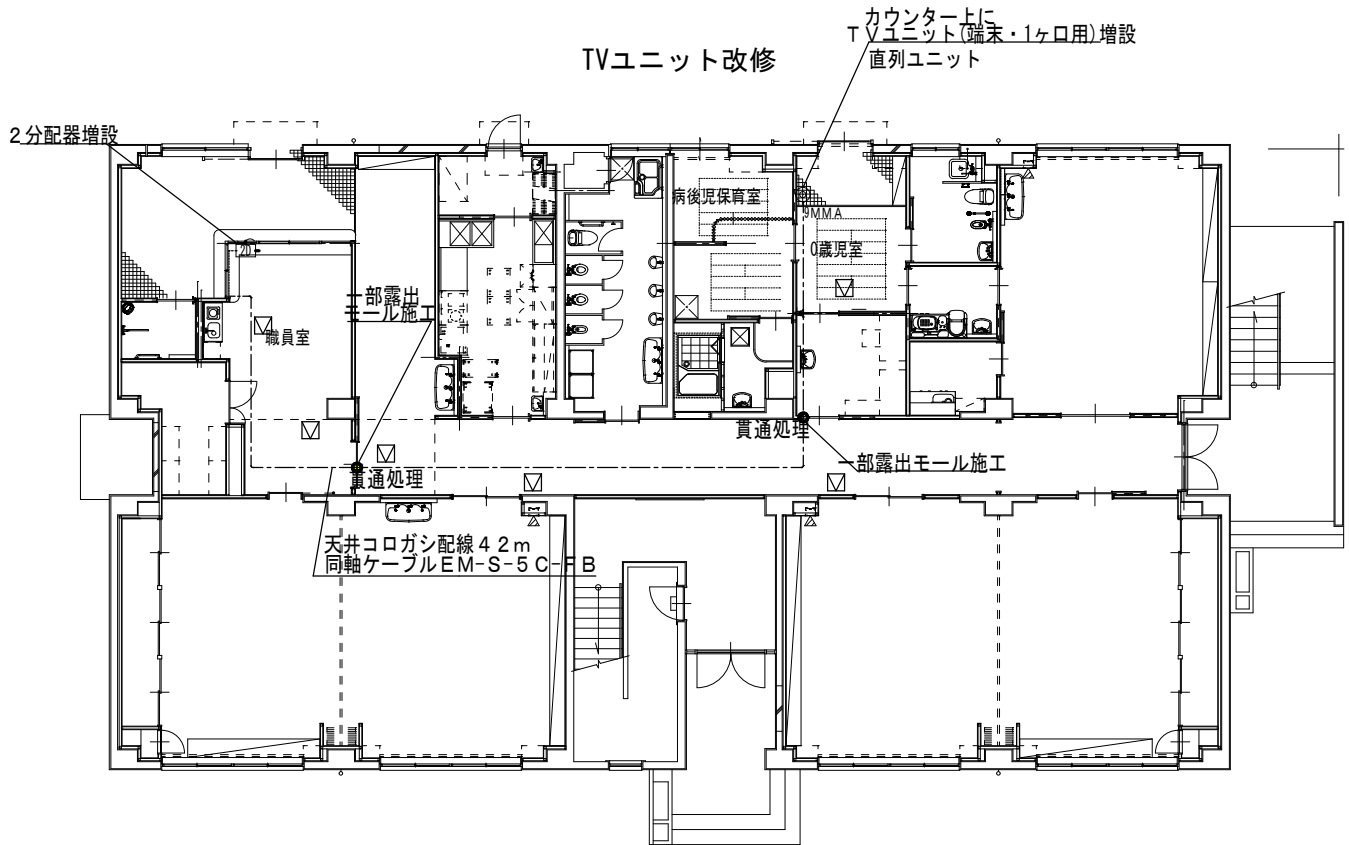
リモコンSW(2L)増設(WRT5.5.5.2)
※アドレス設定(職員室より)



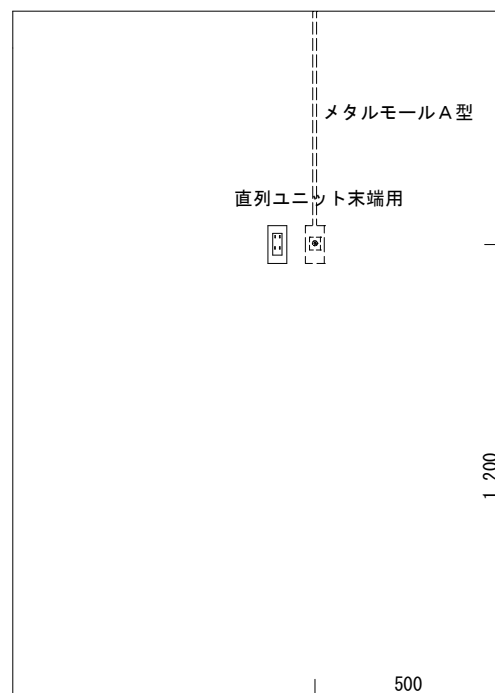
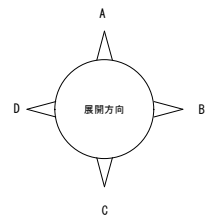
4 3号建物 1階託児施設平面図 S=1/X



〇才児室展開図 S=1/X



43号建物1階託児施設平面図 S=1/X



0歳児室展開図 S=1/X